

案件

地方税制改正等の概要について

税務室 市民税課、資産税課、納税課

1. 政策等の背景

令和5年度（2023年度）地方税制改正に伴い、地方税法などの関連法案については、令和5年（2023年）3月中に公布される予定となっており、その主な内容について報告するものです。

2. 内容

(1) 中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置について

※令和5年（2023年）4月1日以降取得分から実施：適用は令和6年度（2024年度）から

- ① 中小企業等経営強化法に規定する市町村の導入促進基本計画に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画に記載された一定の機械・装置等であって、生産・販売活動等の用に直接供されるものに係る固定資産税について、特例割合及び適用期間を次表の①のとおりとします。
- ② 中小事業者等が国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、先端設備等導入計画で認定された申請日の属する事業年度又は翌事業年度の雇用者給与等支給額の増加割合を、当該申請日の属する事業年度の直前の支給額と比較して、1.5%以上とすることを同計画に位置付けるとともに、これを労働者に表明したことを証明する書類を同計画に添付して市町村の認定を受けた場合には、特例割合及び適用期間を次表の②のとおりとします。

適用要件	取得時期	特例割合	適用期間
① 先端設備等導入計画	令和5年（2023年）4月1日～ 令和7年（2025年）3月31日	価格の2分の1	最初の3年間
② 先端設備等導入計画 及び 給与1.5%増	令和5年（2023年）4月1日～ 令和6年（2024年）3月31日	価格の3分の1	最初の5年間
	令和6年（2024年）4月1日～ 令和7年（2025年）3月31日	価格の3分の1	最初の4年間

(2) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について

※令和5年(2023年)4月1日以降実施：適用は令和6年度(2024年度)から

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、マンションの管理に関する計画が都道府県等の長により認定され、又は都道府県等からマンションの管理の適正化を図るために必要な助言若しくは指導を受けて長期修繕計画を適切に見直した場合において、令和5年

(2023年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの間に長寿命化に資する大規模修繕工事を行い、当該マンションの区分所有者がマンション管理士等が発行した証明書等を添付して、工事後3月以内に市町村に申告した場合に限り、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税について、当該マンションの家屋に係る固定資産税額(1戸あたり100㎡相当分まで)の3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において、市町村の条例で定める割合に相当する金額を減額します。

※ 割合については3分の1とすることで、関係課・近隣市と調整中。

(3) 軽自動車税（環境性能割）の税率区分の見直しについて

軽自動車を新たに取得した時に課税される軽自動車税（環境性能割）について、現行の税率を令和5年（2023年）12月末まで据え置き、令和6年（2024年）1月から税率区分（燃費基準達成度）を次表のとおり段階的に見直します。

					初年度検査年月		
					令和5年（2023年）12月末まで 現行税率の適用期限（令和5年 （2023年）3月末）を延長	令和6年（2024年） 1月以降	令和7年（2025年） 4月以降
電気・燃料電池・天然ガス車					非課税	非課税	非課税
ガソリン車	乗用車	令和12年度 （2030年度） 燃費基準	自家用	80%達成	非課税	非課税	非課税
				75%達成			
				70%達成	1%	1%	1%
				65%達成			
				60%達成			
				55%達成	2%	2%	2%
				未達成			
			営業用	80%達成	非課税	非課税	非課税
				75%達成			
				70%達成	0.5%	0.5%	0.5%
				65%達成			
				60%達成			
				55%達成	1%	1%	1%
				未達成			
	2%	2%	2%				

(4) 軽自動車税（種別割）のグリーン化特例の延長について

環境性能の優れた電気自動車等（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度の軽自動車税（種別割）を軽減するグリーン化特例について、3年間延長します。

取得期間：令和8年（2026年）3月31日まで 軽課年度：取得の翌年度分のみ

車種区分			対象車両と軽減後の税率 標準税率	ガソリン車・ハイブリッド車※1		電気・天然ガス車※2
				乗用 令和12年度（2030年度） 燃費基準70%達成 かつ令和2年度（2020年度） 燃費基準達成車	乗用 令和12年度（2030年度） 燃費基準90%達成 かつ令和2年度（2020年度） 燃費基準達成車	乗用・貨物
軽四輪	乗用	自家用	10,800円	適用なし	適用なし	2,700円
		営業用	6,900円	5,200円※3	3,500円	1,800円
	貨物	自家用	5,000円	適用なし	適用なし	1,300円
		営業用	3,800円	適用なし	適用なし	1,000円
軽三輪		3,900円	3,000円※3 (乗用営業用のみ)	2,000円 (乗用営業用のみ)	1,000円	

※1 平成30年（2018年）排出ガス基準50%低減又は平成17年（2005年）排出ガス基準75%低減車が対象

※2 天然ガス自動車については、平成30年（2018年）排出ガス基準適合又は平成21年（2009年）排出ガス基準10%低減車が対象

※3 取得期間：令和7年（2025年）3月31日まで

(5) 特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税（種別割）の税率の新設について

令和4年（2022年）4月27日に公布された道路交通法等の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）により、道路交通法に電動キックボードを主な対象とする「特定小型原動機付自転車」区分が新設されたことにより、特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税（種別割）の税率を2,000円とし、同法に定める施行日（令和5年（2023年）7月1日予定）の属する年度の翌年度分以後について適用します。

(6) その他

令和3年度（2021年度）の税制改正により、令和5年（2023年）4月1日から地方税共同機構を通じて収納できる税目として「固定資産税・都市計画税」、「軽自動車税（種別割）」が追加されることから、これに合わせて、新たに「QRコード」と「eL番号」を納付書に印刷し地方税共同機構が実施するeLTAX（地方税共通納税システム）による電子納税に対応します。

3. 実施時期等

令和5年（2023年）4月1日

- ・ 中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置
- ・ 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置
- ・ 軽自動車税（種別割）のグリーン化特例の延長
- ・ QRコード付き納付書の発行開始

令和6年（2024年）1月1日

- ・ 軽自動車税（環境性能割）の税率区分の見直し

道路交通法等の一部を改正する法律の施行日（令和5年（2023年）7月1日予定）

- ・ 特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税（種別割）の税率の新設

4. 関係法令・条例等

- ・ 地方税法
- ・ 枚方市税条例

5. その他

令和5年（2023年）3月緊急議会又は令和5年（2023年）6月定例会議会に枚方市税条例改正案を提出予定